

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	13101265456000
法人番号	5010001066051

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
職業紹介・労働者派遣 介護・保育・療育サービス事業		セントスタッフ株式会社京都支店		(〒 600-8006) 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 番地 四条 SET ビル 8 階 (電話番号：075-212-5505)				2025 年 4 月 1 日から 1 年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数		1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)		
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)	起算日 (年月日)	2025 年 4 月 1 日	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者	介護・看護・保育・療育業務の集中及び延長、行事開催・準備	介護・看護・保育・療育	36	8 時間	15 時間		45 時間		360 時間
		月次決算、申し込み・入居者・利用者の増加、契約内容の変更、システムトラブル対応、大規模クレーム対応、決算業務の集中、納期の逼迫、行事開催・準備等	営業・事務	2	同上	同上		同上		同上
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	介護・看護・保育・療育業務の集中及び延長 行事開催・準備		介護・看護・保育・療育	36	週 1, 2 日 (シフト制)		月 5 日		1 日 16 時間 (シフト制)	
	月次決算、申し込み・入居者・利用者の増加、契約内容の変更、システムトラブル対応、大規模クレーム対応、決算業務の集中、納期の逼迫、行事開催・準備等		営業・事務	2	同上		同上		同上	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)





時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)											
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数										
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)									
介護・看護・保育・療育業務の集中及び延長 行事開催・準備等想定を超えて業務が発生する場合	介護・看護・保育・療育	36	15時間			1ヶ月70時間(4~6回) 上記のうち1ヶ月80時間(4~9月、10~3月の各期に一回ずつ)		25%	720時間	25%									
月次決算、申し込み・入居者・利用者の増加、契約内容の変更、システムトラブル対応、大規模クレーム対応、決算業務の集中、納期の逼迫、行事開催・準備等 想定を超えて業務が発生する場合	営業・事務	2	15時間			※2~6ヶ月の法定時間外労働及び休日労働の合計時間が平均1ヶ月80時間を超えないことを条件とする		25%	720時間	25%									
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者の過半数代表者に対する事前通知																		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)																	
	① ⑨ ⑩	当該労働者に対し、産業医等による保健指導を実施する。安全衛生委員会にて時短対策について検討する。																	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒																			
(チェックボックスに要チェック)																			

協定の成立年月日 2025 年 2 月 25 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般社員
氏名 木原 愛美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

互選

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025 年 3 月 1 日

使用者

職名 代表取締役
氏名 片山 直樹



京都下 労働基準監督署長殿

